

「わかやま子ども学総合研究センタージャーナル」投稿規程

1. 本規程は、和歌山信愛大学わかやま子ども学総合研究センター（以下「センター」という。）規程、及びセンター委員会細則に基づき、センターが発行するジャーナルの投稿について定めたものである。
2. 本ジャーナルは、原則として年 1 回、ジャーナルとして発行する。投稿募集から発行までのスケジュールに関しては、毎年 12 月に案内する。
3. 本ジャーナルに掲載される論文や報告書（以下、論文等と記す）は、「子ども学」に関する未公開のものとする。ここでいう「子ども学」とは、子どもの心身の成長・発達・生活・文化・教育・福祉・子育て支援等を総合的に研究する学問をさす。
4. 投稿にあたり、著者は原則として和歌山信愛大学専任教職員・非常勤教員、特別研究員、和歌山信愛短期大学専任教職員及び、センター長が認める者とする。センター長が外部に寄稿を依頼する場合は、この限りではない。
 - (2) 和歌山信愛大学及び和歌山信愛短期大学学生の投稿については別途定める。
5. 著者は、和歌山信愛大学研究倫理規程及び人権への配慮を踏まえて執筆する。この点に関する確認を編集委員会で行う。その結果、修正を求める場合もあり得る。
6. 投稿された論文等について、掲載の可否に関する審査は行わない。但し、書式について、本ジャーナル編集委員会にて確認を行い、必要に応じて調整を行うことがある。
7. 執筆要項は別途定める。
8. 投稿に際し、費用の負担はない。
9. 論文等のページ数は、10 ページ以内を原則とする。

附則 この規程は、2019 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2021 年 12 月 13 日より改正する。